

人権教育だより

考え方 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校
令和3年5月11日発行
第2号

守ろう「私たちの人権」

人権とは、誰もが差別されることなく、心豊かに幸せに暮らしていく権利のことです。すべての人に平等に保障されているものです。この世に「命」という平等なものを授かった瞬間から、大切に守られなければなりません。この権利は、私たちの日常生活の中にたくさんあります。この機会に人権について、考えてみましょう。

お母さんばかり家事をしていませんか?



子育ても介護も、みんなで分担
しましょう。

いじめも、見ぬふりもダメです



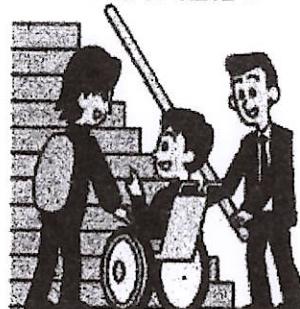
みんな仲良く、友達を大切にしましょう。

子どもや高齢者に手をあげていませんか?



虐待(育児放棄)です。しつけと体罰は違います。

障がいのある人に配慮していますか?



違いを認めお互いに助け合いましょう。

セクハラ(性的嫌がらせ)はありませんか?



年いくつだっけ?

なぜ結婚しないの?

相手が不快に思うことはやめましょう。

深刻な児童虐待などの人権侵害を撲滅しよう

親と子、先生と生徒、先輩と後輩、会社の上司と部下、おとなしい人、個性的な人、外国人、高齢者、刑を終えた人、コロナ感染者など、立場の弱い人への人権侵害は年々深刻化しています。立場の違いなど、お互いの違いを認め合い、思いやりを持って接することが、「人権」を守ることにつながります。今日、世界中で「人権」という言葉が注目されていますが、もう一度、身近な「人権」について考えてみましょう。

「千葉県子どもの権利ノート」を発行(令和3年)

子どもたち一人一人はその人らしく幸せに生き、お互いの意見や気持ちを大切にしながら、家庭や学校、地域で安全に安心して生活する権利を持っています。

千葉県では、子どもたち全員が持っている大切な権利について知ってもらうために、子どもの権利条約をもとに「千葉県子どもの権利ノート」を作成しました。子どもの人権侵害がこれ以上増加しないよう、みんなで「子どもの人権」について考えていきましょう。

千葉県子どもの権利ノートの使い方

子どもの権利条約は、1989年に国連で採択され、日本では1994年4月に批准し、同年5月に発効しました。子どもたちも大人と同じく、一人の人間として持っている権利が定めされました。しかし、子どもへの人権侵害が深刻化しています。

そのような状況下で、子どもたちの権利について学び、人権侵害で苦しむ子どもたちが少しでも減少するように、ノートを活用してほしいです。

千葉県子ども権利ノートに関するお問い合わせ

千葉県健康福祉部児童家庭課虐待防止対策推進室 電話 043-223-2357

チェックシート その行為人権侵害

- ①集団で他人の方を見ながら、指さしやにやにやしたり、笑ったりすること。
- ②人の秘密を他人に話すこと。人の身体的特徴をあだ名にすること。
- ③うそのうわさを流すこと。「きもい」「うざい」という言葉を発すること。
- ④他人の話で盛り上がり、あざ笑うこと。
- ⑤他人の嫌がることをやること。
- ⑥背の高さや肌の色、男女差別など、身体的性的ないやがらせ。
- ⑦大勢の前で大声を出して暴れたり、近くの人が不快に思うことをすること。
- ⑧集団で特定の人を無視したり、力の強い人のいいなりになって行動すること。
- ⑨授業中など、他人に迷惑になる行動。自分の仕事を他人に押しつけること。
- ⑩LINEなどSNSに勝手に友達の画像を載せたり、悪口を書き込むこと。
- ⑪人のメールアドレスなどを勝手に聞き出し、使用すること。

【子どもの人権110番】 電話0120-007-110
月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

【女性の入権ホットライン】 電話0570-070-810
月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで



児童相談所虐待対応ダイヤル「189」 虐待を見かけたら通報を